

し、だめがた又云、無論里問答刊行年號なし、案に、一之卷、略、中髻指は髻張と姿をやつし中略とあれば、和の頃廢し、物成べし、

〔甲子夜話七〕婦女ノ髮結フニ、鬢サシ迎、頭髮ノ中ニサスモノ、予ガ幼少ノ頃迄ハ無リシ、全ク豔治ノ爲ニ設タル也、但諸侯大夫士ナドノ婦人ハ左有ベキガ、以前ハ娼妓ノ類マデ鬢サシハ無キナリ、予浦清十餘年前カ髮様ヲ古風ニ復シタリ、侍女ノ輩ニ申付タルガ、今ニテハ鬢サシナクテハ、髮ハ結レズト云ユエ、予ト同齡ナル老婦ニ、以前ハ何ニシテ結タルカ、今ニテハ老髮ノ少キモ、彼物無テハ結申サレズ迎サテ止ヌ、略又今ノ如ク鬢サシ入ル故ハ、以前ハ髮ヲ額ヘカキ下ゲテ、アトニテ髮ノ根結ヲナシタル也、夫ヲ伊達ニ爲ン迎、鬢指ヲ入タル故、如今上ヘ舉リタル也、因試ニ今モ鬢サシヲ拔テ見レバ、ヤハリ髮ノ風ハムカシノ如ク成ル也、

〔守貞漫稿十一〕大略曆寶頃ノ髻差ノ圖略圖

鯨髻制也、上品ハ水牛角ヲ以テ製之、當時髻ヲ高クス、故ニ此物ノ制ヲ更メ製ス、  
 鬢張、京坂ノ名鬢差、江戸ノ名也、此器ヲ用フルコト、寶曆以來也ト或書ニ云リ、三都トモ然ル哉、追考スベシ、

安永二年茶番狂言ノ冊子ノ世話ヤキ老母ガ詞ニ、今時ノ女ハ、鬢差ノ何ノ角ノト埒ガ明ヌ云々、  
 四天王伶人櫻ト云院本曰、フシヤ髻裏ツト、ウラ鯨ノノタシ、是ガナイト燈籠髻出來ヌ、故ニ大義シタ云云、  
 節信曰、髻裏ト云ハ、タボサシ張出ス鬢差也、

〔嬉遊笑覽一〕婦人首飾、昔は首飾なし、略賢女心化粧に、姑六十年以前ノ事を延享よりなれ、  
 定規にして、むかしも今も同じやうに思はれ、嫁の髪みるに、髻の中に鯨の墨遣を二三本も  
 入らる、は何の爲にせらる、ぞ、吾は此年まで髪の中には、小枕の外は、蒔繪の木櫛に黒き筭  
 をさして花をやりしに、嫁のあたまをみれば、略此器西鶴が頃には未だあらず、略其積が